買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成29年７月26日

農林水産大臣　山本　有二

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
鳥取県倉吉市北野字南代448番 畑　29㎡	山本　永壽 鳥取県東伯郡小鴨村大字北野508番地	
岡山県岡山市東区幸地崎町1573番２ 畑　337㎡	池内　正虎 岡山県邑久郡大宮村	
岡山県備前市大内字スミ田1079番２ 田　117㎡ （買収時：岡山県和気郡香登町大字大内字スミ田1079番２）	金沢　　廉 住所不詳	
山口県宇部市大字東須恵字下廻ケ迫1598番 田　742㎡	三田　重房 山口県宇部市大字東須恵1120番地	
山口県山陽小野田市大字有帆字中五反田1711番１ 田　180㎡	上杉　眞吾 山口県小野田市大字有帆1412番地	
山口県山陽小野田市大字有帆字中五反田1711番２ 田　140㎡		
徳島県阿南市加茂町カハヤ27番４ 畑　122㎡	松村　英一 徳島県那賀郡加茂谷村大字加茂	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成29年７月26日

農林水産大臣　山本　有二

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
佐賀県多久市東多久町大字納所4617番208 公衆用道路 406㎡ （買収時：佐賀県小城郡東多久村大字納所字天山4617番　原野　１町）	多久市 佐賀県多久市北多久町大字小侍７番１	
熊本県玉名市大倉字古屋敷708番３ 宅地 1,163.97㎡	竹下　一之 熊本県玉名郡八嘉村大字大倉341番地２	転用目的で貸付中
熊本県八代市坂本町中谷い字走水6162番５ 山林　1,053㎡	平野　米吉 熊本県八代郡下松求麻村	

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年７月26日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年７月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　渡辺パイプ株式会社　代表取締役　渡辺　　元　東京都中央区築地５－６－10　国土交通大臣許可（般特－29）第19557号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成29年７月27日から平成29年８月25日までの30日間

４　処分の原因となった事実　渡辺パイプ株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成25年５月14日から平成27年10月５日までの間、地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として、一般競争入札、指名競争入札又は指名競争見積の方法により発注する施設園芸用施設の建設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、公正取引委員会から平成29年２月16日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年７月26日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年７月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱マヒンドラ農機株式会社　代表取締役　末松　正之　埼玉県久喜市桜田２－133－４　国土交通大臣許可（特－27）第9220号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成29年７月27日から平成29年８月25日までの30日間